

羽島郡二町教育委員会 第三次教育振興基本計画及び教育大綱

平成31年4月改正

第1章 第三次羽島郡二町教育委員会教育振興基本計画の策定について

1 改訂された学習指導要領に基づく教育課程実施への移行期間・実施期間として

第二次教育振興基本計画においては「たくましく生きる力」の育成に向けて、環境や社会の変化に主体的に対応し、「地域から学校へ、学校から地域へ」と児童生徒の豊かな体験を土台として、「次世代に地域を支える若者の育成」を学校・地域とともに進めてきた。

膨大な人と時間をつぎ込み審議を重ねてきた改訂学習指導要領が、平成29年3月に公示された。時代を「人間の予測を超えて加速度的に進展する時代」としてとらえ、ICTやAIによって進展する時代を予測困難としながらも、2030年頃の社会のあり方を見据え、人が感性豊かにどのような未来を創るか、社会や人生をより良いものにしていくかという目的を自ら見出し、多様な人々と協働しながらより良い社会を主体的に創り出していける人間像を描いている。

人口減少が進み、高齢社会白書（内閣府）によれば、2030年には、生産者人口一人が高齢者（65歳以上）1.8人を支えることになり、2050年には1.3人が支えることになるとされている。羽島郡の人口は、笠松町は微減、岐南町は微増の状況が続くものの、2030年を境として減少に転じ、笠松町では2040年には2万人を下回ることが予測（まち・ひと・しごと創生総合戦略）されている。羽島郡は転入世帯も多く、地域が自立し共生していくためには、転入者も含めて、風土・風習の異なりを受容し、進んで接点を見つけていく努力が必要である。羽島郡の若者が地域や国境を越えて活躍するようになると、多様な人々との違いを越えたつながりが求められ、今、この問題の解決を図る努力をすることは、未来での対応を今からできるという強みがある。

学びの質を一層高め、次世代をたくましく生き抜く若者の育成に町・教育委員会が共に努めなければならない。

地元の資源は少ない。人材育成こそが両町の使命である。現在、羽島郡に学ぶ児童生徒を取り巻く環境を見ると、地域に学ぶ機会を両町、諸団体が意欲的に設けている。学校へは多くの町民がボランティアとして関わり、児童生徒は地域のよさに触れている。

児童生徒が地域をこよなく愛し、地域に育てられているという実感をもったとき、地域の支え役としての意思が生まれる。平成28年度までに郡内すべての学校に学校運営協会を立ち上げ、地域と共にある学校づくりの体制が整った。児童生徒はかかわってもらえる人が多いほど自分の足元を見つめ、将来の自立への願いを大きくする。

人口密度が高く、交通量が多く、地域環境は十分とはいえない。人的な環境を一層豊かに整え、学びたいという地域の願いを実現させ、学んだことを活用できるようにすることから学校を核とした新たな地域コミュニティが生まれると考える。

2 社会の状況や2030年以降の変化等を踏まえたとき、今、取り組むべき課題

(1) 急速に変化する時代に予想される課題

社会基盤である知識・情報・技術をめぐる変化は加速度的に早まっており、社会の変化を予測することは大変難しくなっている。AIやIOTだけでなく、在宅勤務でのテレワークの急速な広がり、オフィスを不要とし、通勤者の数を激減させる。夢の素材、超軽量、超強度、超低コストのナノサイズのカーボンナノチューブの開発が加速すれば、産業構造はあっという間に変わる。予測は困難だが、産業構造の変化、社会の変化、人口構造の変化や女性、高齢者の活躍の広がりなど社会の大きな変化が予想される。将来社会を現在の情報社会を超えて Society 5.0 と位置付け、先端技術を駆使し、高度化し、産業や社会生活に取り入れるという超スマート社会になるという。こういった急激に変化する社会にあっても、知識や技能、思考力・判断力・表現力をベースとして言葉や文化、自己の主体性を軸とした学びに向かう能力や人間性が求められることに変わりはない。

- 1 少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化
 - ・小・中・高に就学する児童生徒の減少が続く。
 - ・生産者人口が減少し、女性や高齢者、外国人の就労等が必要不可欠の時代となる。
- 2 技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会の変化
 - ・IOT、AIをはじめとする技術革新が社会や生活を変えていく。生み出される新しい技術やアイデアが組織、国の競争力を大きく左右する。
 - ・相当規模の職種がAI等で代替可能になり、新しい職業が生まれる。
 - ・社会のあらゆる分野が国境を越えて活性化するようになる。
- 3 子どもの貧困など、格差の固定化
- 4 生産性、消費活動などの地域の課題
 - ・東京一極集中が加速し、生産性、所得水準など地域間格差への対策が必要となる。
- 5 変化の時代に対応できる学びの質の転換
 - ・学ぶ楽しさや意義が実感でき、より良い社会づくりに繋がるような意識がもてる。
 - ・子どもの育ちをめぐる問題に社会全体で向きあい、親子の育ちを支えていく。
- 6 教職員の働き方改革を推進し、指導観を確立する。

(2) 今後の教育施策に関する方向（国の第三次教育振興基本計画）

- 1 夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。
 - ・ 「何を理解しているか。何ができるか」「理解していること、できることをどう使うか。「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか。」という3つの資質能力を育成するために、主体的で対話的で深い学びの推進や、カリキュラムマネジメントを確立させる。
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
 - ・ 多様な個性や能力に応じて、社会の様々な場面でリーダーシップを発揮できるようにする。
- 3 生涯にわたって、学び、活躍できる環境を整える。
 - ・ 一人一人が活躍していくための学びの継続を図るために社会人の学びの継続、学び直し、障害者の自立を図るための学びの整備をする。
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する。
 - ・ 多様な教育ニーズに対応した教育機会を整備し、提供する。
- 5 教育改革推進のための基盤を整備する。
 - ・ 教職員の働き方を改善し、一人一人の指導力向上のためのチーム学校を実現する。

(3) 岐阜県の第三次教育ビジョン（2019～2023）の基本理念と基本方針

① 第三次教育ビジョンの基本理念

〔岐阜県教育大綱の基本理念『「清流の国ぎふ」の未来を担う人材の育成』の具体化〕

ふるさとに誇りをもち、ふるさとのルーツに生きる子どもたちの育成

目指す「地域社会人」の姿

- 地域の活性化
社会経済の基盤を担い、地域の活性化に貢献できる人材
- 共生社会の実現
共生社会の実現に向け、コミュニケーション能力や確かな人権感覚を身につけた人材
- グローバル社会の対応
世界や日本、地域社会でリーダー性やグローバルな能力を発揮できる人材

② 実現に向けた基本方針

- 基本方針1 ぎふに愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成
- 基本方針2 多様な学びを支援する教育体制の充実
- 基本方針3 未来を切り拓くための基礎となる力を育む教育の推進
- 基本方針4 勤務環境の改革と教職員の資質の向上
- 基本方針5 学びを支援する安全・安心な教育環境づくり

第2章 第三次教育振興基本計画の方向

平成26年7月に第二次羽島郡二町教育委員会教育振興基本計画を策定して、「羽島郡二町教育指針」として、基本理念、基本方針、実現のための4つの目標とその施策を整え、実施の最終年を終えた。学習指導要領が改訂され小学校は2020年、中学校は2021年に実施となる。

その円滑な実施に向けて、第三次教育振興基本計画を策定する。

<p>岐南町「第6次総合計画」</p> <p>「みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん」</p> <ul style="list-style-type: none">・思いやりとふれあいで人を育むまちづくり・夢や希望を育み心豊かに暮らせるまちづくり・みんなが健やかに楽しく暮らせるまちづくり・にぎわいと新たな活力を生むまちづくり・安全で安心な生活を実現するまちづくり	<p>笠松町「第5次総合計画」</p> <p>[まちづくりの理念]</p> <p>個性を活かし”調和”を大切にしたいまちづくり</p> <p>[基本方向]</p> <ul style="list-style-type: none">・いのち輝くやさしいまち・生涯にわたって楽しく学べるまち・人がつどう活力あふれるまち・便利で快適な住みよいまち・安全で安心して暮らせるまち・共に築き上げる協働と信頼のまち
--	---

基本理念

様々なかかわりの中で学び、夢や希望に挑戦し、社会の一員として貢献できる社会人の育成

基本方針

- 1 家庭・社会の期待に応え、夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力の育成
- 2 個性や能力を発揮して活躍し、学び続ける、活力と連帯感のある人づくり

学力や体力の向上、いじめ防止対策推進となかなか減少しない不登校への対応、地域と連携して協働ですすめる生徒指導などに加えて、食物アレルギーや異物混入などへの対応、マイノリティの児童生徒が安心して楽しく学ぶ環境づくりと、どの課題解決も喫緊の課題である。平成26年度から年間二学期制を導入すると同時に、長期休業日等を短縮することで時間を生み出し、教職員や保護者を含めた地域と共に、一人一人の児童生徒をかけがえない存在として将来の岐南・笠松町、日本、世界をリードする志高い児童生徒の育成に取り組んできている。

一方、学習したことを家庭で繰り返して学び直す習慣がついているとは言い難い。学校での学習→家庭学習→学校での学習とつながらないのが課題である。学力・学習状況調査を見ると、ここ数年、2ポイントほど上下はあるものの、ほぼ全国平均ポイントである。学校図書館を利用する割合は県や国と比べて20ポイントも高い小学校があり、中学校でも図書館の利用率は高い。小中学生のボランティア参加者も多く、町の行事にはなくてはならない存在になっており、地域の一員としてのあり方や、地域に暮らすよさを体験している。保護者を含めた地域の方々から学ぶ機会も増えて、学校支援ボランティアの活動がすすみ、児童生徒の成長に共にかかわる人が増え、開かれた学校、地域と共にある学校ができつつある。子どもの成長を支える教育コミュニテ

ィに関しては、両町の子ども会育成会は組織を整え、地域の子ども会を担うインリーダーを育てる研修を充実させている。その一方で、体力づくりを補うスポーツ少年団や部活動への加入率が下がり、スポーツ・文化活動を通して心身を鍛える児童が少ない状況は今後も続くと予想される。

「こんなことができるような人になりたい。」と自分のキャリア形成と関連付けながらみんなと一緒に、教職員や地域の人と協働する中で、先哲の考え方を手がかりに自分の考え方や行動を決めていける力の育成が求められている。また、習得・活用・探究の過程を通して知識を相互に関連付けて深く理解をしたり、問題を見出して解決したり創造したりする力を育てることが強く求められている。

一方、教職員の働き方については適正化への努力が強く求められている。目指すべき次世代の学校や、教育のあり方について、次代を担い、支える創造力を育む教育への転換と関わらせて勤務の適正化を図り、教職員一人一人が自らの働き方を変える努力が求められている。

5つの基本目標

- 1 夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力を育成します。
- 2 社会の持続的な発展を牽引できる、多様な力を育成します。
- 3 生涯学び、生かし、活躍できるように、スポーツ・文化など学びの環境を整えます。
- 4 学びや育ちを支え、だれもが社会の担い手となれるセイフティーネットを構築します。
- 5 教育施策推進のための教育基盤を充実させます。

第3章 基本目標と具体的な施策

目標1 夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力を育成します。

① 何を学ぶかをはっきりさせ、その学びの過程を質的に高める授業

ア) ねらいや評価規準を明確にし、指導・評価・補充のサイクルを意識した責任ある指導（授業マニフェスト4の徹底）

イ) 客観的な資料を活用した豊かな言語活動を位置づけ、よりよい課題解決につながる協働的な学びの実現

ウ) 授業→復習→授業のサイクルを習慣化し、学力を高める家庭学習の充実（家庭学習の習慣化）

エ) 時・形態、場・方法等を工夫した少人数学級・少人数指導等によるきめ細かな指導

オ) 学んだことで何ができるか、どう使うかを考え、活用・創造する機会の保証

カ) 読書活動の充実

② 豊かな心の醸成

ア) 物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める授業

イ) 自己を振り返って、成長を実感したり、課題や目標を見つけることのできる指導

ウ) 道徳的実践につながる多様な学習や体験活動の位置づけ

エ) 相手を理解し、認め合い、励まし合い、共に解決しようとする協働の実現

③ 運動に親しみ、進んで健康安全に取り組む指導

ア) 継続して取り組み、体位・体力の向上が実感できる指導

イ) タイムマネジメントでき、自らの健康管理ができる指導

ウ) 家庭と連携した健康の確保、食育の充実を図る指導

エ) 豊かで充実した学校生活を実現する部活動の指導

④ 国際理解教育の推進

ア) 小学校の担任による外国語活動、外国語の実践

イ) All English による外国語の授業の実践（中学校）

ウ) 身のまわりのことについて、いつでもどこでも英語で交流できるようにする指導

⑤ 特別支援教育の充実

ア) 一人一人の障がいの状態やニーズを把握し、可能性を伸ばす指導

イ) 特別支援教育コーディネーターの活用の充実

ウ) 学校、地域、保護者、医療・福祉等関係機関の多様な連携協力を通して一人一人の育ちを支援する教育の充実

目標2 他者と共に社会の持続的な発展を牽引できる、多様な力を育成します。

① キャリア教育・立志教育の推進

ア) 二分の一成人式・立志式の充実

イ) 一人一人の願いを支援し、自己充実感につなぐ指導

ウ) 立志塾の開催と自主的な実践活動への挑戦

エ) 個別懇談を節として、多様な個性を引き出し伸ばす継続的な指導

② リーダーを育成し、児童会や生徒会の充実を図る

ア) 協働して成し遂げる諸活動の保証

イ) 自治をめざす児童会や生徒会の効果的な支援

ウ) 学級や生徒会役員との懇談を充実させ、ねがいを実現につなぎ個性を伸張させる指導

③ 各学校の特色ある活動の推進

ア) 学年発達を意識した特色ある教育活動の工夫

イ) 児童生徒が自治的で自立的な活動をつくりあげる指導

ウ) 伝統や文化を大切に、体験を豊かにする指導の充実

- ④ 児童生徒の自己指導能力を高める指導
 - ア) 児童生徒に寄り添い、よさを見つけ伸ばす積極的な生徒指導の推進
 - イ) 仲間と協力し、目標に向けて粘り強く取り組む活動の推進
 - ウ) 自分のよさを客観的な資料をもとに仲間や保護者に自分のことばで伝える懇談の充実

- ⑤ いじめ・不登校防止や虐待の早期発見と解決のための他部局と連携した継続的な指導
 - ア) いじめ問題対策連絡協議会の設置と運用
 - イ) 学校いじめ防止基本方針の策定と運用
 - ウ) いじめや虐待の早期発見と組織を生かした継続的な指導

目標3 生涯学び、生かし、活躍できるように、スポーツ・文化活動の充実を図ります。

- ①魅力のある生涯学習の推進と活用機会の充実
 - ア) 町民のニーズにあった多様な学習機会の提供
 - イ) クラブ・サークルの育成と地域社会に貢献・活躍できる環境の整備
 - ウ) 学びの成果を生かした発表や常設・企画による展示会の開催

- ②年齢を縦に繋いだ地域の教育力の向上
 - ア) 放課後子ども教室、放課後デイサービスとの連携
 - イ) 健全な青少年を育成するための社会環境づくりの推進
 - ウ) 地域で子どもの学びと絆づくりを支援するキッズウィークの推進
 - エ) 学校運営協議会を柱とした地域と共にある協働の学校の仕組みづくりの充実

- ③ 家庭の教育力の向上
 - ア) ボランティア手帳の活用と一家庭一ボランティアの実践
 - イ) 家庭学習やボランティアの習慣化に寄り添う指導
 - ウ) 子ども会活動やPTA活動の主体的な取り組みへの支援

- ④ 生涯スポーツの充実
 - ア) 町民の健康づくりを推進する様々なスポーツ活動の充実
 - イ) スポーツ指導者の資質向上を図る研修機会の充実
 - ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

- ⑤ 文化財保護と活用
 - ア) 文化財保護と後継者育成の推進
 - イ) 文化財探訪の機会の整備

- ⑥ 豊かな心を育む教育の推進
- ア) 今日的な課題に基づいた人権教育の推進
- イ) 文化芸術活動、読書活動の推進

目標4 学びや育ちを支え、だれもが社会の担い手となるセーフティーネットを構築します。

- ① 健康な身体づくりの推進
 - ア) 栄養教諭を中心とした学校の食育の推進
 - イ) 食物アレルギーをもつ児童生徒への把握と保護者との連携
 - ウ) 学校生活管理票の作成と活用
 - エ) 異物混入防止、食中毒防止への適切な対応
 - オ) 虫歯にならない歯をつくるフッ化物洗口の習慣化
 - カ) 小児生活習慣病の予防活動の推進
 - キ) 薬物乱用防止教室の実施

- ② 学校防災体制の充実
 - ア) 場・時・役割や想定を幅広く取り、工夫して行う年間を通じた防災訓練の実施
 - イ) 危険を自ら回避して命を守る力を育てる防災教育の充実（含：不審者対応、Jアラートでの緊急放送時等）
 - ウ) 危機管理マニュアルに基づく適切な判断と対応

- ③ いかなる状況下でも「自分の命は自分で守る」意識の醸成
 - ア) 自転車の安全利用の推進、傷害保険への加入等交通安全意識の高揚
 - イ) 定期の通学路点検の実施と整備

- ④ 学校施設設備の整備
 - ア) 学校空調設備の効果的な利用
 - イ) 学校安全点検の実施と確実な修理

- ⑤ 情報活用能力の育成
 - ア) SNS利用等情報モラル教育の徹底
 - イ) 情報機器及びソフトの適切な管理
 - ウ) ICT、デジタル教材等の効果的な活用による学びの充実
 - エ) HPなど学校の情報の積極的な公開

目標5 教育施策推進のために教育基盤を充実させます。

① 教職員の資質向上への取組

- ア) 二学期制を生かした個人懇談の活用による資質向上への取組
- イ) 教育実践記録の作成、発表の機会の設定
- ウ) 非常勤講師・常勤講師の研修の充実
- エ) 校内研修の参加と助言
- オ) 指導力向上研修の充実
- カ) 校長会・教頭会、ICT活用委員会等への支援の充実

② 教職員の働き方改革への取組の充実

- ア) 教職員の安全と健康を支える取組の推進
- イ) 教職員のハラスメント、メンタル不調等の速やかな把握と解決
- ウ) 部活動の指導体制の見直しと社会人指導者との協働の実現
- エ) 年間を見通し、休業日等を利用した年次休暇取得の推奨
- オ) チーム学校の体制と教職員の協働の体制の整備

③ 教育委員会機能の強化

- ア) 教育委員会会議の充実
- イ) 教育委員研修の充実
- ウ) 学校の定期的な参観と懇談の実施
- エ) 生涯教育課・教育文化課との密接な連携
- オ) 両町の行政企画部局・福祉部局との連携
- カ) P T Aとの密接な連携
- キ) 交付金・補助金の適切な執行と見届け・指導
- ク) 各種団体との連携強化
- ケ) 点検評価委員会の開催と充実
- コ) 就学支援の推進

④ 教育功労者の発掘と顕彰

- ア) S E Sの表彰と活用
- イ) 教育功労者の発掘
- ウ) 優秀な教育活動の顕彰への推薦